

令和2年度 北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に
関する技術検討会 議事録

日 時：令和3年2月19日（金）14：00～16：00
場 所：農林水産省 生産局 第2会議室

○水資源課課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから令和2年度北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会を開催します。委員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日の会議でございますが、公開で行っておりますが、カメラの撮影につきましては冒頭挨拶までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、本評価委員会の委員長であります、安部整備部長から御挨拶を申し上げます。

○整備部長

本日は、御多忙のところ、北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回は、首都圏での新型コロナ緊急事態宣言の延長などもあり、ウェブ会議で行うこととなりました。開催に当たり、いろいろと御不便をお掛けしましたことをまずはおわび申し上げます。

さて、委員の皆様には、日頃から農林水産行政の推進につきまして、特段の御理解と御協力を賜っておりますことに改めて厚く御礼申し上げます。

本日は、お時間を頂きまして、最近の農業農村整備を取り巻く情勢について御報告させていただき、挨拶といたします。

1点目ですが、農林水産省で去る3月に食料・農業・農村基本計画の見直しが行われました。これを受けまして、農村振興局として新たな土地改良長期計画の策定を進めておりまして、本年度末、来る3月までにその取りまとめを行う予定としております。

この新たな土地改良長期計画では、Society5.0、SDGs、ICT、それからスマート農業等、今我々が抱えている課題、将来の展望も踏まえて農業農村をめぐる課題に対処できる計画として策定を進めているところでございます。

2点目といたしまして、農業農村整備に係る予算の関係でございます。

1月28日に成立いたしました本年度の補正予算、国土強靱化に関わるものでございます。それから、現在、審議を進めております令和3年度の当初予算、これら合わせますと総額で6,300億円を計上しておるところでございます。計画的な基盤の整備に必要な予算が確保できるものと確信しております。

我々としましては、農業農村整備事業の中心である土地改良事業は農業の競争力強化、農村活性化の最大のツールと考えており、土地改良事業を契機として地域農業が発展し、さらには地域が活性化するという成果を積み上げ、対外的に発信していくことが非常に重要であると考えてございます。

そのためにも本日、事後評価を通じて事業本来の目的より発現する農業の効果のみならず、事業実施による幅広い効果についても総合的かつ客観的に捉えてその結果を幅広くPRするとともに、完了地区での更なるフォローアップ、評価手法の改良等に活用していくこととしてございます。

本日は限られた時間ではございますが、北海道において事後評価を実施しました3地区について、専門のお立場から忌憚ない御意見を頂けますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○水資源課課長補佐

ありがとうございました。整備部長は、所用によりここで退席をさせていただきますので、御了承お願いいたします。

それでは、本日の議事を進めさせていただきたいと思います。本日の委員の御紹介をさせていただきます。

まず、酪農学園大学の井上教授、よろしくお願いいたします。

○井上（誠司）委員

よろしくお願いいたします。

○水資源課課長補佐

北海道大学大学院、井上京教授。

○井上（京）委員長

同じく井上です。よろしくお願いいたします。

○水資源課課長補佐

全国農業新聞、佐久間編集委員。

○佐久間委員

佐久間です。よろしくお願いいたします。

○水資源課課長補佐

北海道大学大学院、波多野教授。

○波多野委員

波多野です。よろしくお願いいたします。

○水資源課課長補佐

帯広畜産大学、宗岡教授。

○宗岡委員

宗岡です。よろしくお願いします。

○水資源課課長補佐

なお、NPO法人北海道食の自給ネットワークの大熊事務局長におかれましては、本日御欠席となっております。

農水省の出席者の紹介につきましては、時間の関係上、お手元の名簿に代えさせていただきますので、御了承よろしくお願いたします。議事に入る前に、本日の資料の御確認をお願いいたします。

事前に各委員の皆様方に郵送にてお配りしました資料は、配布資料一覧、会議次第、出席者名簿、資料1としまして委員名簿、資料2は、令和2年度の事後評価について、資料3は、地区別の評価結果（案）説明資料としまして、①評価結果書等の事後評価公表資料、②基礎資料、③技術検討会委員からの事前意見とその回答の3種類に分かれておりまして、これらセットが3地区分御用意させていただいております。その他、参考資料が付いているという形になっております。

続きまして、本日の進行について御説明申し上げます。

この後、議事の進行を委員長にお願い申し上げまして、議事次第、議事の（1）、技術検討会の運営等についての確認、②議事の（2）で、議事評価結果（案）の説明と質疑という順で進めていきたいと思っております。

なお、会議時間が限られておりますので、こちらとしてもできる限り円滑な議事を進めていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願申し上げます。

それでは、議事1に移りたいと思っておりますが、ここからは委員長にお願い申し上げたいと思っております。事前に確認させていただいた結果、昨年度に引き続きまして、北海道大学の井上京委員が委員長に選出された旨伺っておりますので、ここからの議事の進行は井上委員にお願いしたいと思っております。

○井上（京）委員長

北大の井上でございます。昨年度に引き続き、私が委員長を務めさせていただきます。

議事の運営に当たりまして、本検討会の透明性、それから客観性を確保しつつ、また、効率的な議事運営に努めてまいりたいと思っております。御協力のほどお願いたします。

まず、今回の技術検討会について、委員お1人、大熊委員が欠席ですが、技術検討会規則第4の2のとおり、委員の半数以上の出席をいただいていることから、本検討会が成立していることを確認したいと思います。

引き続きまして、議事の1番目、技術検討会の運営等についてです。

本委員会の具体的な運営方法等については、事前に各委員に確認をさせていただいております。2点ございます。1点目、事務局からの検討会提出資料は公表とすること、2点目、議事録についても、発言者、委員のお名前を明記の上、公表とすること、この2点、確認をいただいておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○井上（京）委員長

では、事務局の方ではこのような取扱いで対応をお願いしたいと思います。

それでは、議事の2番目、農業農村整備事業等補助事業の事後評価結果（案）についてということで、ここは2項目ございます。まず、1）令和2年度の事後評価について事務局より説明をいただいて、次に、各事業担当より評価地区の説明をいただきます。最後に、全地区の第三者の意見、取りまとめの方向を議論したいと思います。

説明に当たりましては、評価の要点のほか、事前に意見を提出しております各委員からの事前意見、その対応も踏まえて、御説明をいただくようお願いいたします。議事の進行に御協力のほどお願いいたします。

それでは、令和2年度の事後評価案について、事務局より説明をお願いいたします。

○土地改良企画課課長補佐

（資料2の「令和2年度 農業農村整備事業等補助事業の事後評価（完了後の評価）」に基づいて説明）

○井上（京）委員長

ありがとうございました。資料2に基づいて御説明をいただきました。例年と変わりないと思いますが、ただ、今年度は北海道の事後評価実施地区として3地区が選定されており、評価対象地区に対する評価実施地区の割合が、目標としている20%を下回っているということで、コロナの影響でやむを得ないと思いますが、そのような御説明をいただきました。

次に、地区別評価結果（案）について説明していただこうと思います。ここから3地区の御説明をいただくことにいたします。地区ごとに意見を交換したいと思います。おおむね1地区当たり30分程度を目安に進めてまいりたいと思います。

それでは、最初の地区、留辺蘂温根湯地区について、事務局より御説明をお願いいたします。

○水資源課課長補佐

（資料3-1の地区別評価結果（案）説明資料に基づいて説明）

○井上（京）委員長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。どのようなことでも結構ですので、御自由に御発言ください、お願いいたします。

○佐久間委員

留辺蘂という地区に限定して考えるとすれば、「たまねぎ」は非常に効果が出てきているということはそのとおりだと思います。

例えば、御説明いただいた資料の16ページ、効果額の算定方法を見ると、これも北見全体の議論なのだろうとは思いますが、やはり「たまねぎ」が非常に高い効果を示している。

「たまねぎ」は作物生産効果の年効果額でも、単価で2億2,060万という年効果額が出てきているのですが、実は留辺蘂というところは御存知のとおり、農業と商業の連携で農商連携として、白花豆、これは「いんげん」ですが、特産品としてかなり取り組んできており、「いんげん」の年効果額は6,990万ということで、約7,000万円という2番目に高い数字を作物生産効果で発現している。もちろん土地利用型ではないだろうという部分もあるので、そのほかの部分で言うと、この効果のレベルからすれば少し下がるのかもしれませんが、地域農業と、それから6次産業化、高収益作物化というところであれば、北見全体の地域における「たまねぎ」と同じ考え方ということで、「たまねぎ」に加えて、この地区の一つの特徴でもあります「いんげん」などにも言及をしていただければ有り難かったかなというのが感想でございます。

あと一点、それを書き始めますと今度は「いんげん」の話もしていかなければならないのでなかなか大変だろうとは思いますが、特に高収益作物についても地元の取組など、それから6次産業化の取組などについても、もし可能であれば少し言及があれば有り難いかなと思っていますところでは。

○井上（京）委員長

ありがとうございました。貴重な御意見ありがとうございます。

今日の検討会の最後で、第三者の意見案というものを御検討いただきますが、今頂いたような御意見を踏まえるような形で考えたいと思います。ほかにはございませんでしょうか。

○井上（誠司）委員

先日説明いただいたときにも申し上げましたが、本地区は広域合併市町村の一部で、また農協広域合併が実施された地域でもあります。JAきたみらい管内において、留辺蘂地区は置戸町と同様に中山間地域に該当するところであります。

そういった地域の状況を反映していただくためには、JAきたみらい全体のデータ1本で分析するのではなくて、その中から留辺蘂地区のデータを抽出して分析するのが適切ではないかということをお話ししました。今回それが困難だったということでしたけれども、今後、市町村合併、あるいは農業広域合併が行われた地域を対象にする場合は、そういった地域の実態を反映する形でのデータ整理、データ抽出をお願いしたいと思います。

留辺蘂地区は中心部の常呂川流域などと比べるとやや土地条件が良くないところとなりますので、そういった地域の状況が反映されないデータを活用したとなれば、実態と調査結果に何らかの齟齬が生じる可能性があります。この点について、次年度以降の検討課題として考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○井上（京）委員長

今の井上（誠司）委員からの御意見に対して事務局の方から何かお答えいただけることございますか。

○水資源課課長補佐

貴重な御意見ありがとうございます。先生からの御意見踏まえまして、これからの地区を実施するに当たっての参考にさせていただきたいと思います。まずは御意見として賜りたいと思います。

○井上（誠司）委員

よろしくお願いします。JAきたみらいに行けば、合併前の旧農協別のデータもそろっていますので、そういった踏み込んだ調査を是非お願いしたいと思います。

○井上（京）委員長

井上（誠司）委員の方から、JAきたみらいには合併前の旧農協別データがあるのではないかというご提案をいただきましたので、是非御検討いただければと思います。ほかにございませんでしょうか。

○宗岡委員

5ページ目の5番の事業実施による環境の変化、自然環境というところで、先ほど私の指摘に対してもお答えいただき、3地区にも関係すると思うのですが、現地調査をした結果、いろいろな魚類が確認されて、生態系への影響が少なく済んだというお話ですけれども、その現地調査はいつやっているのだろうか、要するに平成19年度から平成26年度までが工期で、例えば工期の最終年次にこの事業の中でやったのか、工期が終わってから事後に何年か評価したのか、情報があれば教えてください。

○水資源課課長補佐

本調査は、事業実施後に実施したものでございまして、調査年度は平成30年となっております。

○宗岡委員

ありがとうございます。

○井上（京）委員長

私の方から、資料の5ページで、今後の課題等のところで下から2行目に、暗渠排水及び畑地かんがい施設の維持管理を適切に行う必要があると述べられており、かんがい施設については維持管理で分かるのですが、暗渠排水の維持管理を適切に行うというのは、畑地帯で具体的にどういうことを想定されていますか。水田地帯の暗渠であれば最近フラッシュ清掃などができるようになっていますが、畑地帯の暗渠の維持管理というのはなかなか難しいと思いますが、いかがでしょうか。

○水資源課課長補佐

確かに、水田地帯については適切にフラッシュ清掃などやりながら管理していくのですが、畑地帯のこの暗渠排水の維持管理については暗渠排水の効果が低下した時に一部更新

するなど適切に対応していることを表しております。

○井上（京）委員長

分かりました。例えば、補助暗渠を入れるだとか、そういうことも含めて、暗渠排水の機能を持続させるという、そういう考えですね。

○水資源課課長補佐

そうです。

○井上（京）委員長

分かりました。ほかにございませんか。

○波多野委員

宗岡先生がサクラマス（ヤマメ）をサクラマス、ヤマメにした方がいいのではないかとおっしゃっており、私は専門ではないのですが、ヤマメというのはサクラマスと同じ種類ですよ。要するに、ヤマメが海に下ってサクラマスになるのだけれども、サクラマスそのものが学名でヤマメは呼称ですよ。ヤマメはサクラマスの幼魚だとよく専門家は言っているようですが、時々、事後評価のときの専門の先生は、ヤマメと書いているとサクラマスの幼魚にしないで、と言われていることがあるので、このケースの場合どうなのでしょう。要するに、宗岡先生がおっしゃっているのは、一般的にはこのように使われているということですか。

○宗岡委員

資料には私が質問した趣旨と少し違うことが書かれているように思います。

○波多野委員

そうですか。

○宗岡委員

私がヤマメと記載すべき、と言ったという話では全くなく、基本的には波多野先生のおっしゃったとおりサクラマスは学名ですが、ヤマメという呼称を一般的に使っていて、そのときその魚がヤマメになるのかサクラマスになる、要するにパーマークが付いたまま河川で陸封されたヤマメの状態がこの川にいるのか、それとも銀化して大型化して海洋型になっていくかは、この時点でまだ分からず、ここいるもの自体だけを評価するのであれば、その適切な名前調べて適正に評価をしてはどうか、ここは海からどのぐらい離れており、銀化したサクラマスが戻ってくるのか、そういったことも含めて適切に調べて記載すべき、と言いました。資料に記載された私の質問の趣旨と回答が少し違っていると思います。

○波多野委員

了解しました。

○宗岡委員

専門家がここにいないので分かりませんが、私も例えば『川の魚たちの歴史』、『イワナの謎を追う』などの著書・文献を読み、その内容の記憶に基づいて認識しているので、ここは正式に書いてはいかがでしょうか、という提案をしました。

○波多野委員

そうでしたらヤマメ観察をしているわけですから、サクラマスの子魚と書くのが正しいですね。

○宗岡委員

多分そうですね。海からどのくらい離れているのかがわかる全体の地図がないという話もして、事務局としてはそれも含めて検討します、という答えでした。

○波多野委員

分かりました、了解です。では、ヤマメじゃなくてサクラマスの子魚と書き直していただければと思います。

○宗岡委員

あるいは呼称としてそういうものをヤマメという、と言ってもいいのかもしれないのですが、専門的な用語で統一して使った方がよいのではということで、サクラマス（ヤマメ）、あるいは、ヤマメ（サクラマス）といった表記は違うのではないかという指摘はそのときにいたしました。

○井上（京）委員長

お二人の先生、ありがとうございます。事務局に確認ですが、5ページの5番の自然環境の下から3行目と2行目に、「更には溪流を棲み処とするヤマメが確認されており、」と書いてあり、これが海に降りていくサクラマスなのか、陸封型のヤマメなのかということは確認されているのですか。

○水資源課課長補佐

陸封型のヤマメです。

○井上（京）委員長

海に降りていかないことを確認されているのですね。

○水資源課課長補佐

調査した結果、そのことを確認しています。

○井上（京）委員長

海に降りていないことを確認されているのですが、そういう場合の書き方というのはどうなりますか、宗岡委員。

○宗岡委員

正式には私もよく分かりません。

○井上（京）委員長

間違いないのは、今の波多野先生の御発言ですと、サクラマス（ヤマメ）、そうしておくとも間違いないですね。そのように少し専門的な事項になりますので、御確認をいただいで必要に応じて修正いただくということではいかがでしょうか。

○水資源課課長補佐

承知しました。

○宗岡委員

学名と通称を両方書いたらいいのかもしれないと思います。

○井上（京）委員長

こういう評価結果書で、これまでそういう記載はしてないと思うのですが、学名まで必要でしょうか。

○宗岡委員

学名というか、正式名称と言ったらいいのでしょうか。

○井上（京）委員長

サクラマスですか。

○宗岡委員

魚類が専門の先生に聞かないと確かではないのですが、先ほどの議論の中で言うとしたら、例えばですが、「サクラマスの幼魚（通称ヤマメ）」など、そのような書き方ではないかとは思いますが。あとは、この分野に明るい方に聞いていただいで、正確に書いていただけたら有り難いと思います。

○井上（京）委員長

分かりました。では、これについては、事務局の方で対応をお願いします。

○水資源課課長補佐

確認し、対応いたします。

○井上（京）委員長

ほかにございませんでしょうか。もしなければ、2つ目の地区に移って良いでしょうか。それでは、続きまして2地区目、平原西地区にまいりたいと思います。まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○農地資源課課長補佐

（資料3-2の地区別評価結果（案）説明資料に基づいて説明）

○井上（京）委員長

それでは、平原西地区に関する御意見、御質問をお願いしたいと思います。どなたでも結構です。どうぞ御発言ください。

○井上（誠司）委員

以前、私が申し上げた意見とは少し認識が異なっているようなのでフォローさせていただきます。28ページ「技術検討委員からの事前意見と回答（R2平原西地区）」の6番目です。「富良野地域では、営農組合など組織化が進んでいた地域と認識している」といった意見に対する回答が「組織化の取り組みは行っていない」と記載されています。実は、2006年から国営農地再編整備事業が導入されて、そのとき中富良野町では、圃場整備とともに組織化、法人化などを進めようという話になっていました。当時、町内全地区に組織を設置する、あるいは法人を生み出していくという目標が立てられたのです。ですから、中富良野町においては組織化が推進されたと理解しています。

今後、北海道は規模拡大とともに更に労働力不足が生じる、そして担い手不足が生じる可能性があります。よって、組織化や法人化というのは重要な課題になっていて、このような組織化や法人化に関わる先行事例の動向については注目していかなければならないと考えているのですが、結局、そのときの目標は達成に至らなかったということで理解すればよろしいのでしょうか。

○井上（京）委員長

事務局の方、お答えいただけますでしょうか。28ページの6点目、井上（誠司）委員の認識としては、中富良野町全域は組織化が進んでいた地域だったが、国営事業等では組織化等が進まなかったのか、という御意見です。

○農地資源課課長補佐

今回のこの評価につきましては、平原西地区について調べさせていただきました。

それは4ページ目に述べましたように、法人化の方が計画どおり1法人の委託ほどこで、ここは計画どおり進んだということなのですが、委員から御指摘のように、国営事業を含めた中富良野町全域の状況につきましては、把握しておりません。

○井上（誠司）委員

調査対象地域では法人一つ確認したということですね。町内全域は分からないということですね。ありがとうございました。

○井上（京）委員長

ちなみに、この平原西地区というのは今、井上（誠司）委員から御紹介のあった農地再編事業の関連事業になるのでしょうか。それともこれは、単独で北海道が実施した補助事業という位置付けですか。

○農地資源課課長補佐

国営の農地再編の地区は別の場所にあり、関連事業ではありません。

○井上（京）委員長

そうですね。国営の農地再編は国営の方で大規模、大区画等実施しているわけですから、関連事業という位置付けではないのですね。分かりました、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

私の方からですが、今日、最後に取りまとめる第三者の意見案については、事前に委員長私案を作っており、後で提供しますが、今の御説明を聞いて、第三者の意見の再修正をしておかないといけないなと思ったところがございます。

それは、29ページの最後、佐久間委員の15番の御意見で、スマート農業の導入で労働時間が縮減で、メロン等の労働集約型作物について波及効果が及ぶものがあるかということで、事務局の方の回答としては、今御説明いただいたとおり、余剰時間を生み出して、それを労働集約型作物の作業に回す、という回答をいただいて、その部分が私の作った第三者の意見案では抜けてしまいました。ですので、ここは再修正をさせていただこうと思っております。最後のところでまたお示しをしたいと思いますが、事務局の意図がうまく伝わらない形で私が案を作っております。そこはチェックをしたいと思っております。ほかに何かございませんでしょうか。もしなければ、3地区目に移らせていただこうと思っております。

次は、3地区目の白糠地区についてです。事務局、お願いいたします。

○飼料課係長

（資料3-3の地区別評価結果（案）説明資料に基づいて説明）

○井上（京）委員長

それでは、御意見、御質問お願いいたします。どなたでも結構です。

○佐久間委員

それでは、確認が1点あります。今、最後の方で御説明いただきました私の方の事前の質問で、27ページの6番で、耕地面積が平成17年から27年にかけて1割減少した理由は、条件不利地の耕作放棄が進んだということで農地面積が減少したという御説明をいただい

ております。

これは10年間のタームなので、いつ頃放棄されたかということはよく分かりませんが、これと関連いたしまして、5ページ目の5の事業実施による環境の変化の(2)で、区域内、この事業実施区域内で生じた草地については、耕作放棄地となることを回避した、ということが逆に記載されてきている。

耕作放棄、不耕作で農地でなくなったのが1割ある。しかし、一方で、こちらの事業で耕作放棄地の回避により農地は維持されている、となりますと、必然的にこの事業が実施される前には農地は大きく減ったけれども、この事業が実施されてきた後についてはそれほど減少がない、また、事業が実施されていない地区では農地は減少しているけれども、この事業を実施された地区では減少していない、このように考えて清書してもよいのか、お聞きしたいと思います。

○井上(京)委員長

この点についてはいかがでしょうか。事務局よろしくお願いします。

○飼料課係長

この事業では、先ほどの畜産の関係で耕作放棄地となることを回避ということで、既存の草地で離農とかのところで使われなくなった草地は畜産側で引き受けてその後も使っていくということなのですが、ここの先ほどの耕地面積ということで10%減少なので、この耕地の内訳が田んぼとか畑とか草地といった内訳が分からないのですが、ただ、事業を実施した草地で離農があった場合については畜産側で引き継いで使っているということでございます。

○佐久間委員

実は、白糠町というのは、統計などでは最近はどのようにしているか分かりませんが、私の存じている範囲で言うと採草放牧地面積が非常に大きいですね。いわゆる牧草地とは農地ということで畑に入ります。採草放牧地というのは、言ってみれば耕作放棄地に近いのかもしれないけれども、主として採草及び放牧を行うということですから耕作放棄地からは除外される。この採草放牧地を耕地面積の耕地に入れているのでしょうか。例えば2ページの(2)地域農業の動向、統計農林水産業、農林業センサスなどになると、耕地に入れてないような気がするのですが

○飼料課係長

一般的には、いわゆる肥培管理をしていけば牧草地として耕地に入ると思います。

○佐久間委員

肥培管理をしていたら耕地に入りますよね。しかしながら、採草放牧地というのは専ら肥培管理しない。農地法では耕地とは違うのですよ、農地は肥培管理を行う、つまりここで言うと、7年から10年にわたっての間でいわゆる農地更新などを行う、こういったのが牧草地のパターンということで農地です。採草放牧地というのは主として家畜のための採

草及び放牧なのですが、それは肥培管理を行わない、言ってみれば永年草地のようなものですね。

なので、それが耕地面積に入っていないのであれば、牧草畑か採草放牧地になることによって耕地面積が減った、ということは分かります。そして、利用していないというわけではなくて、永年草地として家畜の採草に使っていますから耕作放棄地ではないというのでも分かります。

そういう論理になるのであろうか、そうではなく耕作放棄はこの事業では止められたけれども、それまでの間に耕作放棄があつて農地でなくなった、ということで判断するのか、どちらで判断したらよいのか、ということなのですが、分かりにくいですか。

○井上（京）委員長

佐久間委員がお尋ねになりたいこと何となく分かりますが、恐らくこの数字を厳密に見ないと、事務局としてもすぐにはお答えができないではないか、という気がしました。

なので、調べていただいて、委員の方に情報を頂くようにお願いします。耕地面積が減った理由が耕作放棄というふうに条件不利地の耕作放棄が進んだというのが、これが農地以外になって、いわゆる耕作しない土地になったけど利用しているのかという、耕作放棄の考え方もいろいろなレベルで違うものですから、この辺の整合性が取れなかったのでお尋ねしました。

一方で、耕作放棄はしていないという事業の評価があるので、そうすると、耕作放棄ではない状況で、いわゆる牧草畑から採草放牧地が変わったので耕地面積が減りましたというのであればそれはそれで理由もよく分かるということになりますので、もう少し耕地面積の中身が分かれば教えていただければと思います。

○飼料課係長

分かりました。確認します。

○井上（京）委員長

お願いします。佐久間委員、冒頭に白糠では、あるいは白糠に限らず、最近道内ではいわゆる放牧酪農が盛んになっているところが多く、特にこの白糠もそうなのでしょうか。

○佐久間委員

農業委員会の組織として農地として面積を判断する場合は、採草放牧地は一旦除外します。その上で農地等に採草放牧地を入れるということになっているので、ここでいう耕地面積には多分含まれていないのではないかという気がするのですが、そういう質問をさせていただきました。

○井上（京）委員長

ありがとうございます。実は、今お聞きしていて思ったのですが、白糠地区だけに限らない、特に酪農地帯の評価に大事な視点ですね。ですから、今日佐久間委員からお話いただいた部分というのは、今後の評価にも関わってくるのだと思いますので、事務局の

方でも、農水省の方でも検討を是非お願いしたいと思います。

これに関連してほかの委員の先生方、何か御意見ございませんか。井上（誠司）委員、いかがでしょうか。

○井上（誠司）委員

農地の利用に関しては、実態に合わせた形でお示しするのがいいかと思います。

○井上（京）委員長

ありがとうございます。そういうことで事務局の方、御対応をお願いしたいと思います。

○飼料課係長

分かりました。

○井上（京）委員長

ほかにご覧いませんか。どうぞ、波多野先生。

○波多野委員

今の話ですが、統計上は、草地は農地に入っていますよ。今の佐久間さんのお話には、農業委員会での話だと思いますが、統計上は草地は農地に入っています。それで、草地面積は増えている。これとは別に放棄地というのはカウントされているふうになっています。政府統計はそのようになっているはず、これについては私共も外国向けの本を出して、そのときに全部調べているので間違いないはずです。

それで、耕作放棄地を草地化しようという試みも農水省は今やっているはずです。それを放牧地として移動するという取組です。

それから、採草地は、いわゆるパステューですけれども、刈り取って牛に食べさせる形のもを採草地と言い、採草放牧地となっているのはそれが両方とも使われる、放牧にも使われるのですね。それで、この草地の事業のときに、大体今平成23年から26年に始まって、その次に草地化法人についての事業はずなのですが、そのために事業にすぐに取りかからないといけないぐらいの時期にもう来てしまっている可能性があると思ったので、草地全体の大体10%ぐらいではないかと思うのですけれども、そのような動き方をしているはずですよ。

さっき言ったかもしれませんが、日本全体では草地面積は増えていっており、それは畜産を進めようという、要するに、食生活の変化にも関わってくるのですが、こういうような動きが出てきているものです。

佐久間さんのお話は、農業従事者の話として正しいと思いますけれども、その辺りは農業形態をよく精査して話を進めた方がよいかと思いました。

いずれにせよ、井上先生のお話でもあったように、事務局で適切に調べていただくという事は必要だと思います。

○佐久間委員

ここで耕地面積が減ったのが耕作放棄になったからだ、という言い方になっていたものですから発言しました。そうではなくて、完全に非農地化したのだということであれば、それはそれでその面積の減少というのは分かったと思っています。

○波多野委員

佐久間さんのおっしゃっていることはよく分かります。ただ、先ほどの中に例として草地を農地とは違うというのではないかというコメントがありましたので、そうではない、というお話をさせていただきました。

○佐久間委員

私の挙げさせていただいた考え方は農地法という法律の中で農地をどう見るのか、採草放牧地をどう見るのかという考え方で、いわゆる草地という部分になると、牧草畑という農地に入るものと、農地法でいう農地から完全に外れるものがあるということでありまして、その利用形態について、例えば、酪農経営において、どう利用形態があつてという議論とは少し違うということで御理解いただければと思います。

法律論の話になってしまったので申し訳ないと思っています。耕作放棄だったのか、それとも非農地になったのかということが分かればよいということでございます。

○井上（誠司）委員

波多野先生が指摘されている農地は、センサスで用いられる経営耕地面積のことだと思います。ですから、指標が佐久間先生のおっしゃっているものとそもそも違うわけです。指標については詳細に説明するか、一本化する必要があるのかなと感じました。

○井上（京）委員長

ありがとうございます。事後評価という観点でいくと、確かに今井上委員がおっしゃったような指標の一本化といいますか、整理というのは大事ですけれども、一方で佐久間委員がおっしゃったように、最近、農業者も多様化しておりますので、それに対応した捉え方というのにも必要だと佐久間委員の話を聞いて思いました。

波多野委員がおっしゃっているのも、これは統計に基づいた指標ではそのようになるというのもよく分かりますし、酪農といってもいろんな酪農があつて、あるいは、そこで区分される農地の区分も少し複雑ですけれどもいろいろあると思うので、今後の宿題になるかもしれませんが、整理をお願いしたいということですね。ひとまずこういう形でまとめさせてください。皆さん、御意見ありがとうございます。ただ、この点は、酪農に関しては、大事な話です。ほかにございませんでしょうか。

○井上（誠司）委員

今回3地域の調査結果を報告いただきましたけれども、農業経営、経済学的視点から見ますと、白糠地区が事業導入によって最も変化が現れた地域ではないかと感じています。この点は非常に感激しております。

5ページに「(3) 事業による波及的効果等」という記載がございます。「飼料生産基盤及びTMRセンターの整備により」で始まる部分ですね。「地区内で新たなTMRセンター建設の機運が高まっているとともに、TMRセンターの整備は、担い手自らがすべての農作業を行う個人完結型酪農経営から外部支援組織を利用した効率的な酪農経営の転換に寄与している」とのことです。そして更に「TMRセンターと連携する地区最大飼養規模の複数戸法人が令和3年4月より生乳生産開始予定」という話が書かれています。

なぜここに注目するのかというと、北海道の農家は基本的に個別志向が強いからです。先ほども申し上げましたが、担い手の減少や規模拡大に伴い労働力不足や農地の維持が問題となり、組織化や法人化が大きな課題となってきたのですが、これまでなかなかこのような取り組みは進みませんでした。一部の地域では進みましたが、進んでいない地域の方が多かったのです。

白糠地区は正にこのような個別志向が顕著なところで、これまで組織化を仕掛けても全く反応がなかったような地域だったのです。白糠町農協は隣の鶴居村農協と音別町農協と合併し、くしろ丹頂農協となりましたけれども、同じ農協のエリアとなった鶴居村、それと今は釧路市の一部となった旧音別町は、北海道では例外的に早くから組織化が進んでいた地域でした。構造改善事業を活用して、機械共同利用組合が地域内全域に設置されたのです。今でも鶴居村では機械の共同利用が継続して行われています。近隣にこのような地域があるにもかかわらず、白糠町はこれまで全然組織化が進まない、組織化から取り残された地域だったのです。

ところが、今日のお話によると、この事業がきっかけとなって組織化が進み、さらには組織化を通じて経営の向上も図られているとのこと。新たな法人も設立されるそうです。組織化を仕掛けても動かなかった地域が、この事業の導入がきっかけとなって組織化が進行し、効率的な経営が生み出されたということなのですよ。これは非常に有効な事例として提示できるのではないかと実感いたしました。是非この事例を、北海道の多くの地域に向けてPRしていただきたいと感じた次第です。

○井上（京）委員長

ありがとうございます。今御発言いただいたような内容が、しっかりと網羅できているか不安なところがありますが、最後に第三者の意見のところでもう一度チェックいただければと思います。ほかにございませんでしょうか。

私から一つだけ、資料4ページの一番下、訂正の入ったところ。飼料自給率の向上というところで、計画が入っていなかったのが、57.3という数字を入れていただきました。評価時点の飼料自給率、この数字の訂正をされて、90.2という大きな数字だったのですが、これが訂正後は62.4ということで、この数字の大きい、小さいということが分からないのですけれども、飼料自給率、計画時51%が評価時で62.4というのは、自給率の向上としては大きな成果と考えてよいのでしょうか。これはむしろ詳しい委員の先生方にお尋ねするようなことかもしれませんけれども、あるいは、全国的に見た場合というよりも、北海道の酪農地帯で飼料自給率62%という数字の評価についてどのように考えたらよいのでしょうか。もし御存知であれば教えていただければと思います。

もともとの数字が50%から90%へと急激に上昇して、かなりの変化であるとは思ったの

ですが、実際のところは51%が62%なので1割ぐらいいかなということになってしまうのですが、この数字の重みについては何かコメントいただけませんか。

○飼料課係長

最初の90.2%というのが、北海道庁の出先等で、勘違いがあり関係のない数字を引っ張ってきて掲載していたので、表のつくりが違うということで、内容についてもう一度精査してみるということで現場、地元の方と話しているうちに評価時点の数字が違うということになった経緯があります。

それで、平成30年は62%ということで、北海道全体での平成30年の飼料自給率は61%程度だったかと思いますが、白糠町の飼料自給率としては50%から60%ということで、北海道の平均並み程度ではないかと考えています。

○井上（京）委員長

全道平均並みだということですね、了解です。ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

資料の28ページ、井上委員と波多野委員からの意見に関しては、事務局が回答として第三者意見に是非盛り込んでほしいという回答になっており、13番の井上（誠司）委員の内容は、この後ご提示します第三者の意見案に盛り込ませていただきましたし、それから15番の波多野委員からのクリーン農業の実現に貢献しているところ、これはそのままではないですけれども、今後の必要として環境負荷の少ない酪農経営を推進しないといけないというような記載内容で、意見として提案をさせていただきました。その点も後ほど御確認を頂ければと思っております。

白糠地区についてほかに御意見、御質問なければ終わりたいと思います。

以上で、3地区の説明を聞き、また意見交換させていただきました。いろんな意見もございましたし、それから、訂正をしないといけないところも幾つかございましたので、事務局で今日の意見、それから訂正を踏まえて評価結果書を修正して委員の皆さんに改めて確認を求めるようお願いしたいと思います。よろしいですか。

事務局の方で今日の議論、意見等を集約して、必要な修正を加えて、改めて委員の先生方にお示しを下さい。

○土地改良企画課課長補佐

了解しましたので、事務局の方で今日の意見を踏まえて修正した上で、また各委員の方に確認をしていきたいと思っております。

○井上（京）委員長

よろしく申し上げます。それから、先ほどから再三述べておりますけれども、事前に事務局から私の方に提供いただいていた技術検討会資料を基に、私が第三者の意見の委員長私案という形で作成をいたしました。本日の検討会資料とは別に委員の皆様のお手元に送っていただいていたかと思いますが、お手元にごございますでしょうか。最後に1枚、3地区の第三者意見委員長私案を示しております。

もし何かこの内容で今お気づきのこと、あるいは御意見があれば承りたいと思うのですが、いかがでしょうか。今、急に言われてもということがあるかもしれませんので、今日いろいろな意見交換、質疑をさせていただいた内容を踏まえて、さらに今お示ししました案を御覧いただいて、更なる御意見、第三者の意見としてはこういうものを網羅すべき、というご意見がございましたら、時間が短くて大変恐縮ですが、2月25日木曜日のお昼までに事務局の方へ連絡をお願いします。メール連絡がいいかと思います。その御意見を踏まえて、私の方で改めて皆さんの意見を全部盛り込むような形にして再度修正をいたします。その修正したものを改めて、その日のうちにできるようにしたいと思っておりますが、25日の夜になるかもしれません。26の午前中になるかもしれませんが、委員の皆様に戻します。今の予定では3月3日水曜日ぐらいまでに確認をいただいて最終案としていきたいと思っております。年度末ということで限られた時間で大変恐縮ですけれども、このような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、予定された議事、議題、私の方で進行する内容については以上となります。長時間いろいろと御意見いただきまして誠にありがとうございました。事務局の方にお戻しをいたします。

○土地改良企画課課長補佐

先生方、ありがとうございました。今日いろいろ御意見いただきまして、それにつきましてまた関係資料等を修正して確認をさせていただきたいと思っております。

それと、今回の議事録につきましても、取りまとめた上で各委員の方に確認させていただいて公表していきたいと思っておりますので、引き続き御協力の方よろしくをお願いします。

また詳細のスケジュールについては、メールで各委員の方に御連絡したいと思っております。

○井上（京）委員長

どうもありがとうございました。特に最後の白糠地区では農地面積の取扱いについていろいろと御意見いただいております。佐久間委員から口頭でお話しいただきましたが、よろしければ事務局の方に、農地面積等について、このように取り扱う、あるいは、このような数字が必要というメモを事務局の方に送っていただくと事務局としても助かるのではないかと、我々の理解も進むのではないかと、思っておりますので、少し御面倒ですが御対応いただければと思います。

○佐久間委員

了解いたしました。なるべく早くお送りいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○井上（京）委員長

では、今日はどうもありがとうございました。事務局にお戻しします。

○水資源課課長補佐

井上委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様方、ありがとうございました。

以上をもちまして、北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会を閉会させていただきます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。